

スポーツ仲裁に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人徳島県スポーツ協会（以下「本会」という。）におけるスポーツ競技又はその運営を巡る紛争について、スポーツに関する法及びルール
の透明性を高め、健全なスポーツの発展に寄与するために、公益財団法人日本スポーツ
仲裁機構（以下「仲裁機構」という。）の仲裁により、迅速かつ公正中立に解決する
ことを目的とする。

(仲裁)

第2条 本会におけるスポーツ競技又はその運営を巡る紛争については、仲裁機構の仲裁
により公正かつ迅速な解決を図っていくものとする。

第3条 本会がスポーツ競技又はその運営に関して行った決定に対する競技者等からの不
服申し立てについては、仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に基づいて行われる仲裁に
より解決されるものとする。

(変更)

第4条 この規程の変更は、理事会の決議を経て行う。

附 則

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。